

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条4 一般要求事項（JISC 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.15 22.104 箇条25 25.3	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.15 食品又はその他の負荷を運搬する機器は、運搬時に電源コードの損傷を保護する適切な手段を備えなければならない。 22.104 排水コック及びこれと類似の高温液体用の排出装置は、それらが不用意に開くおそれがない構造でなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 ローラ若しくはキャスタ又はこれらと類似の手段を備えておらず、固定配線に恒久的に接続することを意図し、質量が40 kgを超える機器は、製造業者の据付説明書に従って設置した後に、電源コードが接続可能な構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101 22.103	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 多相機器の場合、温度過昇防止装置は、電源から全極遮断するものでなければならない。 単相機器の場合、温度過昇防止装置は、1極以上を遮断するものでなければならない。 22.103 車輪又はこれと類似の手段を取り付けた機器は、機器が静止している間、それをロックするための有効な手段を備えなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.12	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 機器又は機器の一部が一般公開エリアでの使用に適していない場合は、その旨を取扱説明書に次の趣旨の警告とともに記載しなければならない。 警告：この機器又は機器の一部は、一般大衆がアクセス可能な場所には設置してはならない。 機器用インレットをもち、清掃のために部分的又は完全に水に浸せきさせる機器の取扱説明書には、機器の清掃前にコネクタを外し、機器を再使用する前に機器用イン	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					レットを乾燥させる指示を記載しなければならない。 機器又は機器の部分の清掃のために部分的又は完全に水に浸せきさせる場合を除き、着脱可能な電気部分をもつ機器、及び据置形機器以外の機器の取扱説明書には、機器又は機器の部分の水に浸せきしてはならない旨を記載しなければならない。 7.12.1 清掃のために移動することを意図する据置形機器は、その旨を記載しなければならない。 7.12.4 複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。 7.102 清掃のために部分的に水に浸せきさせる機器又は着脱可能な電気部分には、最大の浸せき深さを明瞭に示す線を、次の趣旨の警告とともに表示しなければならない。 警告：この線を超え、水に浸せきさせないこと。 7.103 手で給水又は手動の水栓で給水する容器は、指示レベルを表示しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 25.3 X形取付けを使用する機器の取扱説明書には、使用す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					る電源コードの寸法及び種類を記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条23 23.3 箇条28 28.4	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験後、キャピラリチューブは、この規格で許容しない損傷の兆候及びその後の使用を妨げる損傷があつてはならない。 箇条28 ねじ及び接続 28.4 機械的接続及び電気的接続を行うねじは、操作上の応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによって、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0Ⅰ又はクラスⅠのいずれかでなければならない。 6.2 通常、卓上で用いる機器の水の有害な浸入に対する保護等級は、IPX3以上でなければならない。それ以外の機器は、IPX4以上でなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有	電気用品には、当該電気用品に通常想定さ	■該当		第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	する部品及び材料の使用	れる使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□非該当	箇条25 25.7 箇条28 28.1	箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、次のいずれかのタイプでなければならない。 ー オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブル ー 絶縁体又は外装に、クロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を用いたキャプタイヤケーブル 箇条28 ねじ及び接続 28.1 炭素鋼製及び合金鋼製のねじ並びに耐食ステンレス鋼製のねじは、該当する規格に適合しなければならない。	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条22 22.107	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があつてはならない。	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				13.2 箇条16 16.2 箇条27 27.2	13.2 規定する時間機器を運転した後、漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 規定の試験電圧を加えた後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条27 接地の手段 27.2 据置形機器で、外部等電位ボンディング導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と有効な電氣的接触をしていなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 15.101 15.102 箇条22 22.105	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。 15.102 清掃のために部分的又は完全に水に浸せきさせる機器、又は着脱可能な電気部分は、浸せきによる影響がないように、十分に保護しなければならない。 箇条22 構造 22.105 湯せん器の槽又は蒸気発生器から排水するための手段は、電気絶縁に悪影響を及ぼさない方法で水を放出	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条29 29.2	することが可能でなければならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていないため、又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされる可能性がある場合には、マイクロ環境は汚損度3であって、その絶縁物の比較トラッキング指数（CTI）は規定の値以上でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.1 箇条19 19.1 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇 11.1 機器及びその周囲は、通常使用状態において過度の温度になってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			値は、規定の値を超えてはならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 箇条23 23.1 箇条25 25.9	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、機器の機能上必要でない限り、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならず、かつ、とがった角があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2 箇条21 21.1 箇条22 22.11 箇条23 23.3 箇条25 25.22	箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であって、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 機械的強度 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.11 充電部への接触若しくは湿気、又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条23 内部配線 23.3 通常使用時に又は使用者による保守時に動くことがある機器の異なった部分相互間で、電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外しした場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.13 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32 32.1	箇条19 異常下における動作 19.13 試験中に、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32 32.1 32.2	箇条32 放射、毒性及びこれらと類似の危険性 32.1 機器は、有害な放射を発生してはならない。（第1部の規定による。） 32.2 機器は、通常使用での動作によって、光放射による危険を引き起こしてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に	■該当 □非該当	箇条19 19.1	箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条22 22.40 22.49 22.50 22.51 22.62	によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先される構造でなければならない。（第1部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。） 22.62 公衆のネットワークを介した遠隔通信は、この規格への適合を損なってはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条19 19.13	箇条 19 異常下における動作 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があつ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					てはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 偶発的に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のトリップフリーのものでなければならない。	
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.101	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.2 箇条19 19.1	箇条10 入力及び電流 10.2 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、定格電流から、規定の許容値を超える差があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条19 異常下における動作 19.1 機器は、異常下における動作又は不注意による動作によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、可能な限り未然に防止可能な構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19.11 箇条25 25.8	19.11 ヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、規定の試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 規定の規格に適合するコード又はキャブタイヤケーブル以外の電源コードの導体は、規定の値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 19.11.4 19.13	箇条19 異常下における動作 19.1 電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさないように設計し、使用しなければならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験に適合しなければならない。（第1部の規定による。） 19.13 機器は、危険な誤動作を起こしてはならず、また、機器が動作可能である場合、保護電子回路の故障があってはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.15 箇条22 22.102	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 固定形機器の場合、製造業者又は責任のある販売業者の名称、商標又はその識別表示、及び製造モデル又は形式を、機器上に表示しなければならない。 外部可触表面に規定する表示は、スイッチの操作、制御装置の調整又は蓋若しくはドアの開放を含む通常使用状態で機器を動作させているときに見えなければならない。 箇条22 構造 22.102 危険、警告又はこれらと類似の状況を示すための表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示するこ	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-50:2024

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-50 部：業務用湯せん器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	－	－	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。－